

特定非営利活動法人多世代ホーム協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人多世代ホーム協会（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもから高齢者までの多世代の地域住民並びに多世代ホームの運営その他地域共生に取り組む個人及び団体に対して、多世代ホームの普及及び質の向上並びに地域共生活動の推進に関する調査研究、人材育成、相談、助言、情報提供、伴走支援その他必要な事業を行い、少子高齢化、人口減少、孤独・孤立その他地域社会が抱える課題に対応し、多世代が互いに支え合い、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を図り、もって保健、医療、福祉の増進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 科学技術の振興を図る活動

- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 多世代ホームの普及及び啓発に関する事業
- (2) 多世代ホームその他地域共生拠点の設立、運営及び改善に関する相談、助言及び伴走支援事業
- (3) 多世代ホームその他地域共生に関する調査研究、情報収集及び情報提供事業
- (4) 多世代ホームその他地域共生に関する研修、人材育成及び普及啓発事業
- (5) 地域共生に取り組む団体等に対する助成、表彰、認証その他の支援事業
- (6) 行政、企業、大学、医療機関、福祉関係団体その他関係機関との連携及び協働事業
- (7) 寄附金、助成金その他資金の募集、受入れ及び適正な配分に関する事業
- (8) 前各号に附帯又は関連する事業

第3章 社員

(社員)

第6条 この法人の社員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

(入会)

第7条 社員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 社員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。
- 4 理事長は、入会を承認しないときは、速やかにその理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格の喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。

- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は社員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 社員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決により、除名することができる。

- (1) この定款その他この法人の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 社員としての義務に著しく違反したとき。
- (4) その他社員として適当でないと認められる相当の事由があるとき。

2 前項の議決を行う前に、当該社員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 役員は、社員総会の議決により選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び社員総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の議決を行う前に、当該役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員のうち、報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 社員総会

(種別)

第 20 条 社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 社員総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 社員総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 役員の報酬に関する事項
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 解散した場合の残余財産の帰属
- (9) その他法令又はこの定款において社員総会の議決を要すると定める事項

(開催)

第 23 条 通常社員総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 社員総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日か

ら 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 社員総会は、社員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 社員総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の議事は、この定款又は法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各社員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 4 第 2 項の規定により表決した社員は、第 11 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 2 項第 2 号、第 54 条及び第 56 条の規定の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 5 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ

る場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

5 議事録は、作成の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 社員総会に付議すべき事項

(2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画案及び活動予算案の作成

(4) 事業報告案及び活動決算案の作成

(5) 専門委員会の設置及び廃止

(6) 事務局の設置及び運営に関する事項

(7) 規程の制定、改正及び廃止

(8) 重要な財産の取得及び処分に関する事項

(9) 借入金その他重要な契約の締結に関する事項

(10) その他社員総会の議決を要しない業務執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事全員の同意がある場合は、招集手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、副理事長がその職務を行う。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 書面又は電磁的方法による議決権の行使は、前項の出席者数には算入しない。

(議決)

第36条 理事会の議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款又は法令に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 緊急を要する事項については、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

(特別の利害関係)

第38条 理事は、自己又は第三者のためにこの法人と利益が相反する事項については、その議決に加わることができない。

- 2 理事は、自己又は自己の属する団体等が当該議案について特別の利害関係を有すると

認められる場合は、速やかにその旨を理事会に申告しなければならない。

- 3 利益相反の管理に関し必要な事項は、利益相反管理規程に定める。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席理事数及び出席者氏名
 - (3) 出席した監事の氏名
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 特別の利害関係を有する理事がある場合は、その氏名及び当該議決への参加の有無
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、緊急を要する事項について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 5 議事録は、作成の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 この法人は、第3条の目的を達成するため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、理事会から付託された事項について、調査、研究、審議又は助言を行う。
- 3 専門委員会は、自ら意思決定機関となるものではなく、その意見又は提言は理事会の審議を経て法人の意思決定に反映されるものとする。
- 4 専門委員会の名称、所掌事項、委員の委嘱、任期、運営その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める専門委員会規程による。

第8章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 職員は、理事長が任免する。

(事務局の職務)

第42条 事務局は、理事会の方針に基づき、この法人の日常の業務を処理する。

- 2 事務局は、社員総会及び理事会の運営を補助し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 社員管理
 - (2) 会計
 - (3) 文書管理
 - (4) 情報公開
 - (5) 個人情報保護
 - (6) 寄附金管理
 - (7) 助成事業及び認証事業の事務
 - (8) その他理事会が必要と認める事項
- 3 前項各号に掲げる業務の詳細は、それぞれ関係規程に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 助成金
- (6) 補助金
- (7) 委託金
- (8) 財産から生ずる収益
- (9) 事業収益
- (10) その他の収益

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 資産の管理方法その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める経理規程による。

(経費の支弁)

第 45 条 この法人の経費は、その資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第 46 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 経理処理、資産管理、寄附金管理その他会計に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める経理規程及び寄附金等取扱規程による。

(事業計画及び活動予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経た後、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 理事長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た後、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 活動計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 年間役員名簿
- (6) 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- (7) その他法令により作成を要する書類

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3 理事長は、第 1 項各号の書類について、法令の定めるところにより備え置き、閲覧に

供しなければならない。

(書類の備置き及び閲覧)

第 51 条 この法人は、法令に定める書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員及び法令により閲覧請求権を有する者から請求があった場合は、法令及び情報公開規程の定めるところにより閲覧に供するものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 10 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した社員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する次に掲げる事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社員総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第12章 雑則

(規程)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に反しない範囲で、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(設立当初の役員)

第2条 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	伊藤 良寛
副理事長	石崎 浩二
副理事長	茨城 小夜子

理事	持田 昇一
理事	中島 健治
理事	今井 那雄行
理事	伊藤 大賀
監事	CHU CHANG HWAN 周 将煥
監事	今西 航地

(設立当初の役員の任期)

第3条 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年9月30日までとする。

(設立当初の事業計画及び活動予算)

第4条 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

(設立当初の事業年度)

第5条 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。

(設立当初の入会金及び会費)

第6条 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 3000円
- (2) 会費 年額3000円

(設立事務)

第7条 この法人の設立に必要な事務は、設立代表者がこれを行う。